

鳥 栖 市 監 査 告 示 第 5 号

令 和 5 年 2 月 10 日

財政援助団体等監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 S A G A 2 0 2 4 鳥栖市実行委員会
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和4年度 財政援助団体等監査結果に係る措置について

監査対象団体	SAGA2024鳥栖市実行委員会
所 管 課	スポーツ文化部 国スポ・全障スポ推進課

【注意・検討を求める事項】

◆契約事務

○契約方法について

軽自動車のリース契約で、契約に至る事務手続きに誤りがある。

(措置内容)

契約事務の執行については、準用する鳥栖市財務規則及び鳥栖市契約事務マニュアル等を遵守し、適正な契約事務に努めます。